

## 専門研修における副分野の研修について

### 【はじめに】

COVID-19 流行に伴い副分野の特例措置を講じてきたところ、専門研修を柔軟に行うことができたなど専門研修企画運営する上で特例措置が有効に利用されている例がみられることから、下記の通り、専門研修として必要な知識、経験を積むことを条件に、副分野の研修は柔軟に運用することとする。

### 【副分野の研修】

専門研修における副分野の実践経験は、30 時間程度の研修が必要とされ、原則として、各分野の現場における実務及び実践経験が必要である。

### 【措置内容】

・以下の研修を副分野の研修として取り扱うこととする。

#### ① 講義、研修会の受講

例 1) 大学、学会等における研修会（内容により副分野を決定する）

例 2) 日本医師会の産業医研修会（産業・環境分野）

例 3) 医師会等で行っている医療安全等の研修（内容により副分野を決定する）

例 4) その他の研修会や講習（内容により副分野を決定する）

#### ② 指導医による指導の下での専攻医等のグループディスカッションにより経験した活動等の共有

例 1) 異なる主分野の専攻医による活動紹介とグループディスカッション等

例 2) 副分野研修を行えた専攻医による事例検討や研修内容の紹介とグルー

プディスカッション等

③ 行政等の実施する感染症対応の応援（検体採取、クラスター調査等）

例1）検体採取の応援やクラスター調査（行政・地域分野）

例2）施設の安全管理等（内容により、医療、産業・環境）

④ その他の社会医学領域の活動への対応

例1）地域等の公衆衛生の向上に寄与する活動の企画、運営、実施（内容により副分野を決定する）

例2）社会医学領域の教育の企画、運営、実施（内容により副分野を決定する）

- ・ ①から④では、グループディスカッションまたは指導医とのディスカッションを行い、その記録を残すことを必須とする。
- ・ ①から②による副分野の研修における座学は30時間の研修のうち、12時間（全体の4割）程度までとする。
- ・ ①から④の研修をいずれの副分野の研修とするかについては、その内容を勘案して、担当指導医が決定する。

**【措置の期間】**

- ・ 本措置は2024年4月より開始する。
- ・ ただし、既発の特例措置は2024年3月末まで有効とする。
- ・

以上

## 参考

暫定措置における措置内容（下線部が変更箇所）

### 【措置内容】

・以下の研修を副分野の研修として取り扱えることとする。

#### ① 講義、研修会の受講

例 1) 大学、学会等における研修会（内容により副分野を決定する）

例 2) 日本医師会の産業医研修会（産業・環境分野）

例 3) 医師会等で行っている医療安全等の研修（内容により副分野を決定する）

例 4) その他の研修会や講習（内容により副分野を決定する）

#### ② 専攻医等でグループディスカッションにより経験した活動等の共有

例 1) 異なる主分野の専攻医による活動紹介とグループディスカッション等

例 2) 副分野研修を行えた専攻医による事例検討や研修内容の紹介とグループディスカッション等

#### ③ 行政の COVID-19 対応の応援（検体採取、クラスター調査等）

例 1) 検体採取の応援やクラスター調査（行政・地域分野）

例 2) 施設の安全管理等（内容により、医療、産業・環境）

#### ④ その他の COVID-19 対応

例 1) 予防接種の企画、運営、実施（内容により副分野を決定する）

例 2) ワクチン等の管理（内容により副分野を決定する）

例3) 感染予防等の活動や教育の企画、運営、実施（内容により副分野を決定する）

・①から④では、グループディスカッションまたは指導医とのディスカッションを行い、その記録を残すことを必須とする。

・①から④による副分野の研修の代替は30時間の研修のうち、12時間(全体の4割)程度までとする。

・①から④の研修をいずれの副分野の研修とするかについては、その内容を勘案して、担当指導医が決定する。